

抵抗権思想とホッブズ

吉田 達志

人文社会教室

(1989年9月1日受理)

Theory of "Right of Resistance" and Hobbes

Tatsushi YOSHIDA

Department of Humanities

(Received September 1, 1989)

The notion that Hobbes provided a broader base for resisting any rule by insisting, not only that men ought resist an unjust Prince who has forfeited his sovereignty, but that they ought to resist even those who retain their sovereignty but in particular instances do not direct themselves to the end of society, seems unwarranted.

The aim of this paper is to consider whether Hobbes feels there exists a 'right of resistance' in a state where the sovereign has absolute power.

1. 序

第二次大戦後、西ドイツにおいて政治学者マイヤー・タッシュの著作『トーマス・ホッブズと抵抗権』¹⁾が出版されて以来、諸学者の間でいわゆる抵抗権の問題について活発に論議されるようになってきた。西ドイツにおけるこのような抵抗権論議の復活とも言うべき動向が、佐々木高雄氏によるマイヤー・タッシュの前掲書の紹介を契機として我が国の学界にも影響を与え、同じように抵抗権の問題をめぐる様々に議論がなされた²⁾。

ところで本来、抵抗権とは国家権力の違法な行使に対して抵抗する権利を意味しているのである³⁾が、抵抗権をめぐるこのような一連の論議の中心に位置しているのは、国家に主権を付与するホッブズの政治理論にこの意味での抵抗権の主張を認めるか否かという問題である。そもそもマイヤー・タッシュの前掲書の意図が、ホッブズの説く国家において抵抗権の存在する余地を完全に否定したカール・シュミットの著作『ホッブズの国家論におけるリヴァイアサン』⁴⁾を論駁する点にあり、彼はシュミットに反対してホッブズの国家論の中に前国家的な権利としての個人の抵抗権が存在する余地があることを論証しようとしたのであった。

この見解には一群の支持者がいるが、例えばその一人ジョージ・メイスはホッブズの言う獲得による主権を取り上げ、ホッブズがそれを正当化しようとしたのは人々を暴君に服従させようとしたためではなく、反対に暴君に義務を課そうとしたためだと主張し、ホッブズ政治理論の自由主義的性格を強調している。つまり、人々は不

可譲の権利としての自然権(生命、自由および幸福追求の権利)を保全するために可譲な権利を譲渡して国家を設立するのであり、したがって不可譲の権利は国家状態においても生き残っているし、主権者は人々の社会設立の目的に基づいて人々の不可譲の権利を保全するよう自然法によって義務づけられているというのである。それ故、個々の臣民が主権者に対する服従を拒否したとしても、それは合法だと言ってよい場合が二つあるとメイスは主張する。すなわち第一の場合は、主権者がもはや人々の不可譲の権利を保全できないという時に発生する。第二の場合は、主権者が市民社会の目的を保全する能力を有しているとしても、その目的と相容れないことを要求してくる時に発生する。このようにしてメイスは、主権者に対する不可譲の権利の発動としての抵抗権が存在することを認めている⁵⁾。田中浩氏も自己保存の自然権が社会状態にも生き延びていることを理由にして、ホッブズに個人的抵抗権の思想が見られるとしている⁶⁾。

確かにホッブズの政治理論に自由主義的色彩を認め、不服従の権利のみならず抵抗権の存在をも論証することは必ずしも不可能ではない。けれども、もともと彼の政治理論には自由主義的論理のみならず、それと対照的な強権主義的論理も存在して両者は交錯しており、後者を無視することはできない。つまり、一方においては国民の自由にできるだけ配慮する論理が展開されているのに対して、他方においては国家の絶対的権限を限りなく強調する論理が明瞭に見られ、両者は複雑に入り組んでいるのである。

例えば『リヴァイアサン』⁷⁾、第一部、人間についての第十四章、第一、第二の自然法と契約についての箇所に

は、国民の自由を主張する論理が展開されている。国家の設立に際して人々は自分の権利を譲渡するが、しかしすべての権利が移転されるわけではない。なぜならば人が自分の権利を譲渡する時には、それと引き換えに自分自身に譲り渡されるなんらかの権利、または利益が考慮されているはずだから、どのような言葉ないしはその他の印をもってしても譲渡されたとは考えられない、なんらかの権利が万人に残されているとする論理がそれである。他方、国家の絶対性を主張する論理は右の箇所には見出されず、それは例えば第二部、コモンウェルスについての第二十六章、国家法についての箇所で開催されている。主権者が立法者であり、彼は法を制定し、廃止する権限を有する。彼はいつでも法への服従から自由になりうるので、国家法には服さない。つまり、彼は以前から自由だったのである。法の究極の解釈は彼に委ねられている。結局、法を法たらしめるものは主権者の権力であるとする論理がそれである⁹⁾。この点に注目して、カール・シュミットは「真理ではなく、権威が法を作る⁹⁾」と注釈をつけたのであった。

後者の論理に立つならば、国家主権が前提とされている以上、それに対する抵抗権を認めることは論理上できないであろう。主権という概念は本来、権力濫用という概念それ自体を拒絶するものだからである。藤原保信氏も、国法をこえた権利としての抵抗権がホッブズの政治理論には存在しないとしている¹⁰⁾。

しかしながらこのことは、ホッブズ政治理論の自由主義的性格をなんら否定するものではない。メイスは、獲得による主権者が義務を負うとすることによってホッブズ政治理論の自由主義的性格を論証できたとしたが、それだけでは不十分である。抵抗権の存在を否定しながらも、なおかつそこに自由主義的性格を論証できた時に、それは完全なものとなる。つまり、ホッブズ政治理論における強権主義的論理は、政治的自由主義の限界に生じた問題を捉え、それによって政治的自由主義の欠点を補完しようとするものだとして理解されなければならない。国家の絶対性を主張する強権主義的論理はつまるところ、国家を解体させ、自然状態を復帰させようとする者に、換言すると社会の敵に向けられているのである。

私にはホッブズ政治理論における抵抗権の問題は、まだ十分に解明されていないように思われる。この問題を探究することは、単に抵抗権をめぐる議論の混乱に取捨をつけることになるだけでなく、およそ政治理論における基本問題、すなわち社会における自由と総合の問題に、したがって個人について言えば自由と義務の問題に、言い換えると政治的服従義務の問題に、ある解答を与えることになるが故に考察に値する。国家と国民との間の保護と服従との相互関係、すなわち国家権力の行使はどの

点でどの範囲にまで及ぶことが許されるのか、また、国民はなぜ不自由を余儀なくされるのか、どの点でどの範囲にまで国家権力に服従せねばならないのか、という問題がそれである。

ホッブズは時には国民の自由を強調し、時には国家の絶対性を強調しているが、私はこの小論において、政治理論に関するホッブズの三部作、すなわち『法学要綱¹¹⁾』、『市民論¹²⁾』、『リヴァイサン』を通じて見られる両者についての論理を辿ることによって、ホッブズにおける抵抗権の問題への解答を探ってみたい。

2. 臣民の自由を主張する論理

臣民の自由を擁護する主張は、政治理論に関するホッブズの三部作を通じて一貫して見られる思想である。

先ず『法学要綱』、第二部、第四章、第九節において、ホッブズは臣民の自由を次のように定義している。「自由とは主権への臣従を免れていることではなく、強制と征服によって服従させられてきた人々よりも、より大きな希望を抱ける状態にいることである。……それ故、コモンウェルスにおける自由とは他の臣民と平等に扱われる名誉そのものを意味し、隷属は残りの人々の身分を意味している。したがって自由人は、召使という職業よりも一層、名誉ある職業に就きたいと望むであろう。……自由とは拘束されていない人の状態のことである……」。

次いでホッブズは『市民論』、第二篇、支配、第十三章、支配権を帯びている人々の義務についての箇所、明確に臣民の自由に配慮する論理を展開している。君主の義務とは、この人、またはあの人の特殊な利益ではなく、多数者の共通の利益を尊重することにある(第三節)。共通の利益とは人々の安全にあり(第二節)、しかも安全にはあらゆる種類の利益が含まれる。すなわち、「安全ということによって、あらゆる状態における生命の保全だけを意味しているのではない。そこには幸福な生活のためになることも含まれていると理解されなければならない」(第四節)。したがって臣民の利益には、具体的には外敵からの防衛、国内平和の維持、安全と両立する豊さ、自由の享受が含まれる。それ故、君主は臣民の利益に反することを法によって決定してはならないことになる。なぜならば、「臣民の自由は国家の法を免れているという点にあるのでもなければ、あるいは至高権を有している人が制定したいと考えている法を制定できないという点にあるのでもない。……つまり自由とは自然権の一部であり、国家法によって臣民に与えられ、残されたものと理解されるべきである。……この無害な自由をこそ、至高の命令者は臣民のために維持するよう自然法によって義務づけられている(第十五節)からである。ここから、

法によって規定されている以上の重い罰が臣民に科せられてはならない(第十六節)、臣民は腐敗した裁判官から自分の権利を取り戻すことができなければならないことになる。つまり、すべての人が恐怖心に襲われることなく、法によって許された権利を享受しようということが、臣民の無害で不可欠な自由に含まれている事柄なのである(第十七節)。

さらに『リヴァリアサン』において、ホッブズは臣民の自由を主張する論理を詳細に展開している。先ず第三部、キリスト教のコモンウェルスについての箇所、彼は法の及ぶ範囲を人間の外的行為に限定し、それによって信仰の自由を確保しようとしている。人は宗教上の外的行為や告白においては主権者の法に服従しなければならないが、人の内的思想や信仰に関しては、それらを人間である統治者が知ることは不可能であり、したがってそれらは拘束を受けない(第四十章、アブラハム、モーゼ、祭司長たち、およびユダヤの王たちにおける神の王国の権利について)。信仰を強制することも命令することもできない。心の内面的な改宗は法の行う仕事ではないのである。それ故、臣民の内面的是認を伴わない外面的行為は、主権者が行った行為だということになる(第四十二章、教会権力について)。

次に第二部、第二十一章、臣民の自由についての箇所では、コモンウェルス成立後、臣民が有する自由は、主権者が法によって臣民の行為を規制した際に不問に付した事柄にのみ存するとされている。したがって第二十七章、犯罪、免罪および罪の軽減についての箇所指摘されているように、①法が消滅すれば罪悪というものはありえない。②国家法がなくなれば犯罪というものはありえない。③主権が消滅すれば犯罪というものはありえない。第三の点について言えば、それは主権が存在しない場合には法による保護は期待できないから、各人は不可譲の権利としての自己保存の権利を行使してよいという意味である。ただし注意すべきは、主権を打倒しようとした人々は初めから除外されている点であって、彼らがこの場合この権利を行使するのをホッブズは容認していない。

さて、この第二十一章において扱われている臣民の真の自由の問題、すなわち臣民が主権者の命令を拒否しても不正とは言えない事柄とは何か、という問題に移ろう。ところで既に『法学要綱』、第二部、第二章、第十二節において、主権者が自ら主権を放棄した場合、また、主権者から免除された場合、臣民は主権者への服従から解放されるとされていたし、『市民論』、第二篇、第七章、第十八節において、①主権者が命令権を放棄してはいるが譲渡していない場合、②王国が征服された場合、③君主政において継承者がいない場合、④主権者の意思によ

って許可、または追放された場合、臣民は服従から解放されるとされていた。

『リヴァリアサン』のこの章において、ホッブズは契約によっても譲渡されえない臣民の有する自由を列挙している。それには四つある。①臣民は合法的な侵害に対しても自分の身体を防衛する自由を有する。②臣民は自分自身を害するように義務づけられてはいない。

これは、主権者に対する臣民の同意は「私は主権者のすべての行為を権威づけ、自分自身のものとする」という言葉に含まれているが、けれどもこの言葉には臣民が初めから有していた自然的自由に対する制限は全く含まれてはいないという論拠に立った主張である。ただし、ホッブズがここで、仮りに服従を拒否することが主権設立の目的を妨げることになるならば、拒否の自由はなく、そうでない場合に拒否の自由があるという主張をつけ加えている点は注意されてよい。というのは、これはホッブズによる自由への但し書きであって、自然状態から脱出し、社会秩序を構築するために主権を設立したという主権設立の目的を破壊する自由は臣民には残されていないと主張されていることを意味しているからである。

③臣民は、自発的に参加する場合以外には戦いに従事するよう義務づけられてはいない。しかし、コモンウェルスの防衛のために武器を取りうる者すべての協力が必要な場合には、すべての人にとって協力する義務がある。そうしなければ、コモンウェルスの設立は無駄だったことになるからである。

ここでもまた、ホッブズによって臣民の自由に留保が付されている。つまり、コモンウェルスの生存そのものが懸っている場合には、臣民全員に武器を取る義務があるというのである。ただ問題は、そのような非常事態が発生したと判定するのは誰かという点にある。また、他人——その人が罪を犯していようといまいと——を防衛するためにコモンウェルスの剣に抵抗する自由は、何人も有していない。そのような自由は主権者から臣民を保護する手段を奪うことになり、それ故、統治の本質を破壊してしまうからである。

この章における最大の問題は、多数の者たちが一体となって不当に主権者の権力に抵抗したり、あるいは死刑に値する重罪を犯したために彼らの一人一人に死が待ち受けている場合、彼らは全員で結束し、助け合い、防衛し合う自由を有しているとホッブズによって主張されている点にある。マイヤー・タッシュは、この点を重要な根拠として抵抗権が存在すると主張したのであった。福田歎一氏も、この点を「可能性としてはいかなる内乱をも正当化するもの¹⁹⁾」と見ている。これに対して菅野喜八郎氏は、ホッブズによって臣民と「国家の敵」とが区別されているという前提に立って、ホッブズが言う犯罪者の

中には「内乱罪」や「反逆罪」に該当する政治犯、少なくともその首謀者や謀議に参与し群衆を指揮した者は含まれないとしている¹⁴⁾。私も社会の敵、すなわち国家の敵を通常の犯罪者から区別して、その範囲から除外すべきだと思う。その理由は第一に、ホッブズの右の主張は自由主義的論理を徹底させ、その論理的帰結を述べたにすぎないものであって、ホッブズが抵抗権を認めているか否かはそれと別の問題だと考えられる点にある。第二に、自然状態の叙述に際してホッブズが、自惚れの強い人々(vain glorious men)と穏健な人々(moderate men)とを区別し、前者が先ず自然状態を惹き起こす大きな要因であることを強調している点にある¹⁵⁾。そしてそれ故に、ホッブズは彼らが力と能力において客観的には他人と平等であるとの自覚に達するよう促しているし、また自然法についても、第八の自然法によって傲慢を、第九の自然法によって自惚れを、第十の自然法によって尊大を禁止したのであった¹⁶⁾。さらにコモンウェルスの設立集会における強引とも言うべき多数決の方法の中に、いかにホッブズが自惚れの強い人々への対応に苦慮したかをうかがうことができる。そこでは、「多数者によって宣言された主権の設立に対して抗議する者は不正をなすことになる¹⁷⁾」とされているのである。

④その他の自由は、すべて法の沈黙に懸っている。けれども主権者が法によってではなく、その権力を口実にして何かを要求したり、取ったりした場合には、臣民は訴訟を起こすことはできない。というのは、主権者がその権力によって行うことはすべて、各臣民から正当化されているのであり、したがって主権者に対して訴訟を起こすというのは、自分自身を訴えることを意味しているからである。

またしてもここで、臣民の自由に対する留保がホッブズによって付されている。主権者が法によってではなく、権力によって要求する場合、臣民は主権者に服従しなくてはならない。このような場合とは自然状態＝戦争状態へ復帰する危険性が著しく高まっている時であって、最後にその到来を判定する権限を有する者は主権者だということが示唆されていると言ってよいであろう。他ならぬ臣民の自由を論じたこの章において、ホッブズがそれに留保を付し、むしろ主権の確固たる存続に重大な関心を払っている様子は、彼の次の叙述にも見ることができる。

「もしも主権者が臣民の全員、またはある者にある自由を認め、しかもそれをそのまま認めては臣民の安全を確保できない場合には、主権者が主権をただちに放棄するか、あるいは他に譲渡しない限り、そのような自由を認めることは無効である。というのはこのような場合、自由のこの承認は主権者の意思に基づくものではな

く、自由と主権者の権力との間の矛盾を彼が知らなかったという無知から生じたことだと理解すべきだからである。それ故、主権は依然として保持され、その結果、主権の行使に必要なすべての権力、すなわち宣戦、講和の権力、司法権、官吏、顧問官の任命権、徴税権等のすべての権力は依然として維持されているのである」。

つまり、ホッブズにおいては自由と安全という二つの価値は互いに矛盾するのであって、臣民に認められた過度の自由が臣民自身の安全を危くして、事態が戦争状態へと転落しかねないような場合、主権者は臣民が享受している自由に制限を課さねばならない。それを行わせることのできるものは主権者の有する強大な権力であり、その意味でこの権力はどこまでも維持されて行かねばならないのである。実際上は主権者が無知だということはありうるが、理論上はそうであってはならないとホッブズによって要請されている。こうして、ホッブズの論調は臣民の自由への擁護から主権の絶対性への主張に転化したかのように見えるが、最後に再び前者へと戻って行く。すなわちホッブズは、臣民が主権者への服従を解除されるのはどのような場合であるかということの問題にする。

主権者に対する臣民の義務は、主権者が臣民を保護できる権力を持ち続ける限り、そしてその限りにおいてのみ継続する。臣民が生来、有している自己保存の権利は、いかなる契約によっても譲渡されえない不可譲の権利であり、他に誰も保護してくれる者がいない場合には臣民はそれを発動してよいからである。服従の目的は保護を得ることにある。ホッブズのこの論理は、人々による主権設立の目的からすると首尾一貫しているが、しかしながら、主権者が臣民を保護する権力を失ったかどうかを判定する権利が臣民の側にあるとするならば、ホッブズの言うように主権が「設立の当初から人々の無知と情念のために内的不一致による自然死を遂げる」危険を内包している以上、再びあのおそろしい万人の万人に対する戦争状態にただちに落ち込んで行ってしまおう。ここに、ホッブズ政治理論におけるどうにも修復困難な難点があると言わざるをえない。

3. 主権の絶対性を主張する論理

主権の絶対性を強調する主張は、臣民の自由を擁護する主張と同じようにホッブズの三部作を通じて一貫して見られる思想である¹⁸⁾。

先ず『法学要綱』、第二部、第八章において、ホッブズは主権に対する反乱の口実とされている考えを六項目掲げている。すなわち、①主権者の命令は良心に反している、②同じく法に反している、③主権は分割される、④

臣民の方が優越権を有する、⑤主権者の命令は人々に害を与える、⑥暴君は殺害されるべし(tyrannicide)、がそれである。これに対してホッブズは、主権者は抵抗を受けてはならないと述べて主権者を擁護している。

次に『市民論』、第二篇、支配の第六章、評議会であれ、ただ一人の人であれ、国家において至高権を有している者の権利についての箇所、ホッブズは主権者の権利について論じている。①正義の剣は最高の命令権を有している人に属する。②戦争の権利もまた、彼に属する。③司法権は彼に属する。④立法権もまた、彼に属する。⑤治安判事と官吏の任命もまた、彼が行う。⑥同様に、教義の検閲もまた、彼が行う。⑦彼が何を行おうとも罰せられることはない。⑧彼は市民から与えられた絶対的支配権を有しているし、どこまで彼に服従するかは彼の一存に懸っている。⑨彼は国家の法を順守するようには拘束されていない。

ところが、この至高の命令権を有する絶対的権力は大部分の人々にとって余りにも苛酷であるように思われるので、彼らはその名を挙げて言おうともしない。このような見方は、主として人間の本性と国家法とは何かについての知識を欠いていることから、あるいは巨大な権威を付与された人は強欲のためにその権力を濫用するものだという、彼らの誤った考えから生ずる。けれども、安全のためには絶対的権力が必要なのである。

また、至高の命令権は個々の臣民が相互に相手と契約を結ぶことによって設立される。ここから、すべての臣民を結集した同意によって至高の権威を完全に取り除くことができることを推論する人もいよう。その理由は、すべての契約は契約を結ぶ人々によって効力を発生させられるから、彼らの同意によって契約の効力を失わせ、破棄することができるという点にある。しかしながらホッブズによれば、どんなに多くの臣民が集まろうとも彼らは、最高の支配権を有している人からその権威を奪い取ることのできる権利を全然有してはいないのである。

同じく『市民論』、第二篇、第十二章、統治の解体を促す内的原因についての箇所、ホッブズは統治を崩壊させる要因を考察している。その主要なものを次に列挙しよう。①善悪の判定は私人に属するという意見は騒乱を惹き起こす。②臣民が君主に服従するのは罪を犯すことになるという意見は騒乱を惹き起こす。けれどもホッブズによれば、人が良心に反してなすのは罪であると言う人は、法を軽蔑しているからそう言うのである。したがって不正と思われる君主の命令に服従した場合、その臣民は罪を犯すことになることを教える人々の意見は誤っているとされる。③暴君殺害は合法であるという意見は騒乱を惹き起こす。この意見が統治にとって危険な理由は、ホッブズによれば「誰が汝に彼は暴君だと告げたのか」とい

う問題が存在する点にある。④至高権を有している人は国家法に服従するという意見は騒乱を惹き起こす。しかしホッブズによれば、国家は自らにも臣民にも拘束されてはいない。臣民に拘束されないという意味は、臣民の個々の意思は国家の意思の中に含まれるということである。⑤至高権は分割されるという意見は騒乱を惹き起こす。

また、第十四章、法と不法行為についての箇所、ホッブズは主権者は自然法に反することを国家法によって命令できないとしつつも(第十節)、反逆罪を特に重視して取り上げている。すなわち、各臣民は国家において至高権を有している主権者に絶対的に服従するよう契約によって他人に義務を負っているから、各臣民は国家法の一つ一つを順守する義務を負う。この契約によってすべての法を順守すると約束しているから、主権者への服従を誓った一般的な契約を放棄する臣民は、同時にすべての法を放棄することになるのは明らかである。このような不法行為は反逆罪と呼ばれる。つまりこの臣民は、自分もはや国家の至高権を委任されている人に服従しないであろうと、言葉または行為によって宣言しているのである。それは国家の否定を意味しており、したがってこうした行為は国家法によってではなく、自然法によって反逆罪となる(第二十節)。それ故、反逆を起こす人々は法に服する臣民ではなく、統治に対する敵であるから、主権者の法的権利によってではなく、自然権によって、すなわち主権者の支配権によってではなく、戦争の権利によって処罰される(第二十二節)。

さらに『リヴァイアサン』、第二部、第十八章、設立された主権者の権利についての箇所、ホッブズは人々が契約によって主権者を設立したのであり、人々が主権者のあらゆる行為と判断を作り出した本人であるから、人々が主権者に対して行ってはならない事柄があるとして、それを挙げている。①臣民は統治の形態を変更してはならない。②主権を剥奪してはならない。③多数者によって宣言された主権の設立に抗議するのは不正である。④主権者の行為を臣民が非難するのは不当である。⑤臣民は主権者のどのような行為をも処罰することはできない。

次いで、ホッブズは主権者の有する様々な権利を列挙している。①臣民の平和と防衛に何が必要かを判断する権利。②臣民にどんな教義を教えるべきかを判断する権利。③他の臣民が奪うのは不当であるような、個々の臣民の不可侵の権利とは何かということに臣民に理解させるための国家法を制定する権利。④争論を裁き、決着をつける権利。⑤自分が最善だと考える通りに宣戦し、講和を結ぶ権利。⑥平時、戦時を問わず顧問、大臣を選ぶ権利。⑦報賞、処罰を行う権利。その方法を定めた法が

ない場合には、これを自由に裁量する権利。⑧栄誉と序列を決定する権利。

以上に挙げられた権利は主権に本質的な権利であって、分割することはできない。なぜならば、これらの権利のうちのどれか一つが欠けた場合には、たとえそれ以外のすべての権利が保有されていたとしても、コモンウェルス設立の目的である平和と正義の維持のためには何の役にも立たないからである。したがって必然的に、主権者が主権を直接放棄しない限り、主権者の権利はけっして譲渡されえないということになる。このように、主権の分割はなんとしてでも避けねばならない、とホブズによって強調されている点に注意されなければならない。

次に第二部、第二十八章、処罰と報酬についての箇所で、ホブズは、処罰とはある人が行ったり、行わなかったりした事柄が公的権威によって違法と判断された場合、この同じ権威によって科せられる害のことであり、その目的は人々の意思を一層服従へと向かわせようとする点にあると定義している。次いでホブズは、正に核心を衝く問題を提起する。それは、公的権威、すなわち主権者が臣民を処罰する権利の根拠はどこにあるのか、という問題である。というのは、ホブズの自由主義的論理によれば、何人も暴力に抵抗しないよう契約によって義務づけられてはいないから、臣民は自分の身体に暴力を加える権利を他の人に与えたとは考えられないとされていたからである。

コモンウェルス設立以前には人々は自然権を有していたが、彼らはこの権利を主権者に与えたのではなく、ただ自らの権利を放棄することによって、主権者が自分自身の権利を行使できるように強化してやったにすぎない。したがって主権者の処罰権は与えられたものではなく、主権者に、しかも主権者だけに残されたものである。つまり、自然法に定められた制限はあるとはいっても、完全な自然状態における権利がそっくりそのまま主権者だけに残されているのである。ここに、主権者が臣民を処罰する権利の根拠がある。

さて処罰の定義から、反逆した臣民への害は主権者の有する戦争の権利に基づいて科せられるのであって、処罰として科せられるのではないということが推論される。すなわち、敵であると宣言している者に対して科せられる害は処罰の名で呼ぶことはできない。彼に対して科せられるすべての害は敵対的な行為だと見なされなければならない。つまり、もしも臣民が故意に、しかも熟慮の上で主権者の権威を否定した場合、それまでにどのような刑罰が反逆罪として定められていようとも、主権者が自分の考える通りに彼を処分することは合法である。なぜならば、服従を拒否することによって彼は法に

定められた処罰を拒絶したのであり、その結果として彼はコモンウェルスの敵と見なされて、主権者の考える通りに処分されることになるからである。法に定められた処罰は臣民に対するものであって、敵に対するものではない。敵とは、自らの行為によってこれまで臣民として振る舞ってきたのに、熟慮の上で反逆し、主権を否定するような者を意味しているのである。

こうして社会状態においてもなお、自分一人だけに残された自然権に基づいて主権者は、それ以前にどのような法が定められていようとも、自らがいわば公敵として断定した者を自分の考え通りに処断することができる、とホブズによって主張されたのであるが、ホブズはここで主権者による自然権の発動に留保を付している。その留保とは自然法による制限であって、自然法によって主権者は罪のない臣民を処罰することを禁止されている。

このようにホブズは、罪のない臣民への主権者による権利の発動には慎重に自然法に基づく留保をつけているのであるが、つきつめて言えば、それは結局のところ主権者の自制に懸っているということの意味している。なぜならば、主権者による権利の発動としての権力の行使を抑制できるほどの大きな力を有するものは、他のどこにも存在しないからである。したがってそうである以上、確かに主権者に強大な権力を認めるのに躊躇する人も出てこよう。それに、主権者による権利の発動に制限を課す自然法の中でも、特に忘恩を禁ずる自然法の主旨は重要な意味をもっている。その主旨とは、罪のない者への処罰は主権者に保護を期待した臣民の主権者設立の目的に反するが故に、利益の代りに害を与えることであり、したがって主権者はそのようなことを行ってはならないということである。

けれども、もしもこのような主旨に基づく論理が徹底化されるならば、そこには、これまでホブズがずっと主権者を擁護してきたにもかかわらず、主権者の存立そのものさえ危くしかねない種子が宿されていることになる。というのは、主権者の設立によって利益が得られないどころか、むしろ害を与えられる危険が内在しているとすれば、主権者の設立そのものが無意味に、否、有害なものに化してしまうのであり、したがって臣民は主権者を打倒することに利益を見出すようになってしまふからである。こうして、主権者のために弁じてきたホブズの論理は破綻しかけたように見えるが、最後にもう一度、ホブズは主権者が公敵に対して権力を行使することの正当性を主張する。

コモンウェルスに対して害をなすとコモンウェルスが判断する敵に対して戦争をしかけても、それは本源的な自然権によって合法である。また、反乱を宣言した者に

科せられる害も自然法に反してはいない。すなわち、既に確立されたコモンウェルスの権威を故意に否定する者への復讐は合法であり、その根拠はあの本源的な自然権にある。なぜならば、このような侵犯行為の本質は服従の放棄にあり、それは反乱の名で呼ばれる戦争状態への復帰を意味するからである。このような侵犯を行った者は臣民としてではなく、敵として扱われる。反乱とは戦争の再開に他ならない。このような文脈で考えるならば、公敵に対しては抵抗権のみならず、不服従の権利もまた否定されるのは当然であろう。

このようにして、ホブズは再度社会状態における主権者の本源的な自然権の意義を強調し、国家権力の発動を促しているのであるが、たとえそれがどれほど強大なものであり、時には罪なき臣民の権利を侵害する危険を内包するにせよ、それが発動される対象はあくまでも社会の敵、すなわち公敵に限るといふこと、言い換えると、全体的秩序を破壊して自然状態を復活させようとする者を抑圧するためにこそ主権者の本源的な自然権が存在し、それに基づく国家権力が発動されなければならないこと、このことがホブズによって主張されている点に最大限の注意が向けられるべきである。

4. 結 論

以上、ホブズ政治理論における自由主義的論理と強権主義的論理とを追ってきたが、ホブズが前者には後者に基づく、しかも大きな、但し書きをつけ、後者には前者に基づく、それも小さな、但し書きをつけている点が注目される。ホブズは『リヴァイアサン』、第二部、第二十一章において、臣民の自由と主権者の無制限の権力とは両立すると主張しているが、一見してこの二つの論理の間に矛盾、葛藤が生じているのは明らかである。

第一部、第十四章においては、人々は主権設立の本人であり、しかも不可譲の自己保存の権利を有しているとされており、ここに自由主義的論理の根拠がある。ところが他方、第二部、第二十九章、コモンウェルスを弱め、解体させる事柄についての箇所においては、主権者は国家法に服さなければならないという意見は、コモンウェルスの本質とは相容れない誤った見解だとホブズによって批判されている。無論、第二十四章、コモンウェルスの栄養と生殖についての箇所でも述べられているように、主権者が自分の良心に反し、情念の赴くままに臣民に命令を発するという事態はありうるが、しかしそれだけで、臣民が主権者に戦争をしかけたりしてよいということにはならない。というのは、臣民は主権者のすべての行為を承認したのであり、彼に主権を与える時、彼の行為を自分たちのものとしたからである。つまり、こ

では主権者に制限を課すものは僅かに自然法、要するに自己抑制にすぎず、彼には可能な限り広汎な自由が残されていることになる。そしてそれと共に、人々が主権設立の本人であるとされている点に強権主義的論理の根拠がある。

第二部、第十七章、コモンウェルスの目的、生成、定義についての箇所における国家（リヴァイアサン）誕生の論理を見よう。「人々は自分たちすべての人格を担う一人一人または合議体を任命し、この担い手が公共の平和と安全のために何を行い、何を行わせようとも、各人はその行為を自らのものとし、行為の本人は自分たち自身であることを責任をもって認める。そして自分たち一人一人の意思を彼の意思に従わせ、自分たちの諸判断を彼の一つの判断に従わせるのである」。

このように見てくれば、二つの論理の間に矛盾、葛藤が生ずるそもその理由は、結局、人々が主権設立の本人であるとされ、しかもこのことに二重の意味が付与されている点にある。一方は、譲渡することのできない権利があるという考えと結びつくことによって自由主義的論理を導き、他方は、強大な主権の設立を人々にいわば強引に承認させることによって強権主義的論理を導き出している。そして抵抗権が否定されている点に表れているように、究極的には後者の論理が前者のそれに優越させられている。臣民の負う義務が、臣民の享受する自由を圧倒している。このことの意味をどのように解釈したらよいか、それが次に解明すべき課題である。

ホブズの主張の基調をなすものは、確かに自由主義的ではあるが、彼はどうしても最後まで主権の絶対性を擁護する論理を捨てることはできなかった。ここで想起すべきは、ホブズにおいては社会状態は絶えず戦争状態へと転落する危険を潜在させている点である。戦争状態をもたらす原因は正義の内容をめぐる闘争にある。何が正義であるかは暴力によって決着がつけられようとする。そこで最悪の状態としての戦争状態に突入するのを回避するためには、ともかくも正義についての決定がくだされ、それが人々に強制されなければならない。カール・シュミットが指摘したように、決定ということがその内容の正しさとは別に独立した意味をもつ¹⁹⁾。したがって問題は誰が決定するのかであり、その人は自分の思う通りに自由に決定できなければならない。結局、この決定を行う者が国家であって、その自由な決定を支えるのが国家の有する強大な権力である。国家とは、シュミットの言う「例外状態」において決定を行う主体に他ならない。ここに恐ろしい顔をした国家の本質が露呈される。ホブズがこの世に誕生させた国家は、疑いもなく鬼子であることに間違いはない。

まことに、国家は悪を孕んだ巨大な怪物である。それ

は、国民の権利を保護するどころか、それを侵害しかねない。しかしながら、この国家の権力が最終的には誰に向けられているかが問われなければならない。それは、最初から社会に加入するのを拒む者に、あるいは一旦社会に加入しながらその後、社会を意図的に破壊しようとする者に向けられている。彼は何よりも先ず社会の敵であり、したがって国家の敵でもある。彼をこの意味での公敵と判定するのは国家の果すべき任務である。彼は強烈な権力意思に貫かれた自我意識に支えられて自分の正義を押し通そうとするが故に、混乱を求めて、安定した社会秩序の維持を欲しないのであり、その意味で彼は社会契約を結ぶのに不適切な種類の人間なのである。現代社会においてこれに該当するものは、さしずめテロリストなどのイデオロギー的人間であろう。

自分の生命を尊重せず、自由の「危険な実験」(ヒューム)に耽って、戦争を惹き起こす者に対しては、社会生活を拒絶する者として国家による強権的な抑圧が用意されなければならない。このような問題が存在するが故に、国家に対する臣民の抵抗権は否定されざるをえない。なぜならば、このような危険が発生する可能性を排除するためには、一人の例外もなく一般的に抵抗権は否認されなければならないからである。さらに言えば、国家に対する臣民の不服従の権利もまた同様に否定されざるをえない²⁰⁾。というのは、国家が公敵との戦争に際して一般の臣民の協力を必要とし、強制によって臣民を動員するという事態がありうるからである²¹⁾。ここにあるのは、国家による全体的秩序の維持は、臣民のなんらかの犠牲なしには遂行されえないというジレンマである。

抵抗権を擁護しようとする人々の出発点をなすものは国家対個人の対立であり、したがっていかにして国家から個人の権利を保全するかがその課題となる。彼らにとって国家は悪であり、この国家悪は克服されるべきだと考える。他方、ホッブズの出発点をなすものは人間と人間の闘争であり、したがっていかにしてこの闘争を克服し、生命の安全を確保するかがその課題となる。その手段が国家である。彼にとっても国家は悪であるが、しかしそれはいわば必要悪として認識されている。つまり、戦争状態という最悪を避けるための手段として自覚的に選択されたのが国家という、より小なる悪 (lesser evil) なのである。

全体的秩序が崩壊の危機に瀕した時には、国家による上からの秩序再形成の試みが必要になってくるが、たとえそれが一方的、強権的であろうとも、なおかつ、この国家の行為を我々はそれがあたかも自分自身の行為であるかのように (as if) 我々の側から承認し、受け入れなければならない。換言すると、我々は自分自身の判断を国家の判断に従わせ、国家の判断を自分自身の判断とし

て受け取って国家に服従しなければならない、そのような極限状態に立たされる場合がありうるということである。ホッブズが展開した論理から、我々はこのような結論を引き出すことができるであろう。そしてこのような意味で、ホッブズの政治理論は、いわゆる「自律的市民論」への批判となっており、したがってそれへの修正を迫るものと見なすことができる。

ホッブズの国家は絶対的ではあるが、国家の果すべき役割が国民の安全の維持に限定されているが故に、この国家は絶対的であることが許される。こうしてホッブズは、一方において、公敵に強権主義的論理を適用することによって政治的自由主義の欠陥を補完しようとし、他方において、国家に自由主義的論理を適用することによって一般の人々のために国家権力に限界を付そうとし、このような形で二つの論理の両立化を図ろうとしたのであった。もっとも、この意味においても、ホッブズが両立化に成功したとは言い切れないであろうが、この場合、両立化の試みとは論理の徹底化を意味している。そこに我々は、ホッブズの真摯な思索と知的誠実とを見るべきであろう。

註

- 1) P. C. Mayer-Tasch, Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht, 1965. 邦訳、『ホッブズと抵抗権』(木鐸社)。
- 2) この点については、佐々木高雄『抵抗権論——ホッブズの理論を中心にして』(学陽書房)を参照されたい。
- 3) 樋口陽一氏は『近代立憲主義と現代国家』(勁草書房)において、抵抗権概念を二つに区別している。一つは実定法秩序上の義務を実定法秩序以外に基づく義務を根拠として拒否する権利であり、もう一つは実定法秩序を前提とした上で、憲法を擁護する義務を根拠として公権力への服従を拒否する権利である(304ページ)。本論文が扱うのは前者についてである。
- 4) C. Schmitt, Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes, 1938. 邦訳、『リヴァイアサン』(福村出版)。
- 5) G. Mace, Locke, Hobbes, and the Federalist Papers, 1979. p. 37, 40. 邦訳、『ロック、ホッブズ、フェデラリスト——アメリカの政治的伝統の起源』(風媒社)。65, 68ページ。
- 6) 田中浩『ホッブズ研究序説』(御茶の水書房)。37, 184—85ページ。
- 7) Leviathan, The English Works of Thomas

Hobbes, vol. III (以下, E. W. IIIのように略記する)。なお訳にあたっては, 河出書房版, 中央公論社版を参照したが, 訳はかなり改めた。

- 8) 第二部, 第三十章, 主権をもつ代表者の職務についての箇所でも, 次のように述べられている。「不正の法はありえない。法は主権者の権力によってつくられるし, 主権者の権力によってなされたことはすべて, 一人一人がこれを正当化し, 自分のものとする。そして, 各人がそのようにすることを何人も不正であるとは言えない」。
- 9) この言葉そのものは『リヴァイアサン』の英語版には見当たらず, ラテン語版の第二十六章に見出すことができる。
- 10) 藤原保信『近代政治哲学の形成』(早稲田大学出版部)。248ページ。ただし同氏は, 不服従の権利は存在すると主張している。
- 11) the Elements of Law, E. W. IV.
- 12) De Cive, E. W. II.
- 13) 福田歓一「トマス・ホブズの自由論」。国家学会雑誌, 第九十巻, 第九, 十号。156ページ。
- 14) 菅野喜八郎『統・国権の限界問題』(木鐸社)。94ページ。
- 15) 『リヴァイアサン』, 第一部, 第十三章において, ホブズは, 穏健な人々も自惚れの強い人々に対抗して自己保存を図ろうとするが故に, 過度の力の追求に走らざるをえないとの論理を展開している。「征服という行為の中に自分の力を見出して喜びを感じ取ろうと, 自分の安全にとって必要な範囲を越えた力を追求しようとする人々もいるから, さもなければ穏やかな範囲内で安気にして満足している人々も, 侵略によって自らの力を増大させず, ただ防戦一方に立っているだけでは, 長期間に亘って生き延びて行くことはできないであろう。したがって, 人々の上に支配を広げて行くことは人間の生存に必要なことだから, そうすることは許されるべきである」。
- 16) 『リヴァイアサン』, 第一部, 第十五章, その他の自然法の箇所で, ホブズは主観的な強者の不平等意識を批判し, 万人の間における平等意識の必要性を打ち出している。「もしも人間が生まれつき平等に作られたとするならば, この平等は承認されるべきである。あるいは人間が生まれつき不平等に作られたとしても, 自分たちは平等だと考える人々は, 平等の条件に立脚してしか平和の状態に入ろうとしないから, このような平等が承認されるべきである」。つまり, 人々は平等意識を持つようホブズによって「要請」されているのである。
- 17) 『リヴァイアサン』, 第二部, 第十八章において, ホブズは主権(国家)の設立を強行する論理を展開している。「多数者が同意の表明によって主権者を表示したのであるから, 同意しなかった者も今や同意した者たちに賛成しなければならない。つまり, 主権者が行うすべての行為を認めるのに甘んずるべきであり, さもなければ, 同意を表明した人々によって殺されても, それは正しいことなのである。というのは, もしも彼が召集された集会に自発的に参加したのであれば, その行為によって彼は多数者が決定したことを順守するという意思を十分に表明したことになるし, したがって順守すると暗黙のうちに信約したことになるのである。それ故, もしも彼が順守を拒絶したり, あるいは多数者の決定のうちのどれかに抗議したりするならば, それは自らの信約に反することになり, したがって不正なことである。そして, 彼が集会に出席しようといまいと, また, 同意を求められていようといまいと, 彼には多数者の決定に従うか, あるいは以前いた戦争状態に取り残されるか, 取るべき道は二つに一つでなければならない。後者の場合, 彼は誰によって殺されようとも, それは不正なことではない」。
- 18) ホブズの主張する絶対主義は, 歴史に出現した, 王権神授説に基づく絶対主義とは区別されなければならない。ホブズのそれは, あくまでも政治哲学上の命題である。
- 19) C. Schmitt, Politische Theologie, 1934. S. 46. 邦訳, 『政治神学』(未来社)。48ページ。
- 20) このことは, ホブズの理論上の国家においては完全に当てはまると私は考えている。ところで, 現実の場の問題としてホブズは内乱勃発の直前, フランスに亡命したのであるが, これを不服従の権利の行使されたものと主張する論者がいるけれども, こうした考えには賛成できない。彼の行動は, 彼自身が『リヴァイアサン』, 第二部, 第二十一章で述べているように臆病によるものと見なすべきであろう。あるいは生命を惜しんだことによるのかもしれないが, いずれにしても感情の次元での問題であって, 権利の次元での問題ではない。あえて言えば, ホブズは, 正に不服従の権利がないことを知っていたから亡命したのである。
- 21) 『リヴァイアサン』, 総括と結論の部に他の十九の自然法と切り離されて置かれた第二十番目の自然法は, 表現は穏やかではあるが, その主旨は, 要するに各人は戦時にも国家を維持するために犠牲を支払えということなのである。